

川崎市消防功労表彰要綱

6川消人第724号

平成6年9月29日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防表彰条例（昭和23年川崎市条例第63号）による表彰に準ずる消防上の功労、消防に対する協力等があったと認められる者又は団体に対して行う消防表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 団体表彰は、消防上の功労が認められる消防職員又は消防団員の団体に対して行う。
- (2) 一般表彰は、次の事項について功労が認められる消防職員に対して行う。
 - ア 人命救助又は保護
 - イ 水火災その他災害の予防
 - ウ 水火災その他の災害事変における警戒防ぎよ又は救護
 - エ その他消防業務上特に功労のあった者
- (3) 消防協力者表彰は、消防職員、消防団員以外の個人又は団体であって消防に協力し、功労が認められたものに対して行う。

(表彰者)

第3条 前条第1号の表彰は消防長、同条第2号の表彰は消防署長、同条第3号の表彰は消防長又は消防署長が行うものとする。

(表彰の方法)

第4条 前条の表彰は、表彰状、感謝状及び賞状（以下「表彰状等」という。）をもって行うものとする。

- 2 前項に規定する表彰を行うときは、賞与金、記念品等（以下「賞与金等」という。）を添えることができる。
- 3 賞与金等の額は、消防長が別に定める。

(表彰の時期等)

第5条 表彰は、消防出初式の日及び消防記念日に行うものとする。ただし、表彰者が必要があると認めるときは、随時行うことができる。

(表彰の上申及び報告)

第6条 消防局の課長、隊長又は消防署長は、第2条第1号及び3号に該当する事案で、当該事案が消防長による表彰を行うべきものであると認めたときは、川崎市表彰事務取扱要綱（昭和55年55川消局総庶第2036号。以下「事務取扱要綱」という。）第

3条に準じ、当該功績の内容を明らかにして、消防長に上申しなければならない。

2 消防署長が、第2条第2号及び第3号の表彰を行ったときは、第1号様式に表彰状等の写しを添えて消防長に報告するとともに、同条第3号の表彰については、その内容を第2号様式に記録しておかなければならない。

(表彰の審査)

第7条 前条第1項による上申があったときは、表彰の適正を期するため事務取扱要綱第6条に準じ、表彰審査を行うものとする。

(委任)

第8条 その他必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

川消 第 号
年 月 日

消防局長 様

消防署長

消防功労表彰について（報告）

川崎市消防功労表彰要綱第2条第2号及び3号の規定に基づき、次のとおり表彰を行いましたので報告します。

表彰日時	年 月 日 ()
表彰場所	
功 労 者	
功 績 の 概 要	
備 考	

(注意) 案内図、行動図等必要により添付すること。

第2号様式

川崎市消防功労表彰要綱に基づく表彰者名簿（消防職団員以外）

番号	年 月 日	住 所	氏 名 (団 体 名)	功 績	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
0					